



Human Resource News

人事・労務通信

◇ 12月より「ストレスチェック制度」施行

平成28年12月1日、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、常時使用する労働者に対してストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける「ストレスチェック制度」が施行されました。

制度の導入には、近年、メンタル不調を訴える労働者が増加しているという背景があります。定期的に労働者のストレス状況について検査を行い、メンタルヘルス不調を未然に防止するのが、第一の目標となります。

従業員数50人未満の事業場においては、当面のところは努力義務となっていますが、社内環境を見直す機会と捉え、まずは制度の概要を正しく理解しましょう。

- ①1年ごとに1回、医師、保健師等によるストレスチェック実施
 - ・「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の3領域で実施。
 - ・用いる調査票は事業者が自ら選択可能。標準的な調査票として「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」が推奨されている。
- ②面接指導が必要と評価された労働者については、本人からの申し出に応じて医師による面接指導の実施
 - ・事業者は、面接指導の結果に基づく医師の意見を勧告し、必要があると認めるときは就業上の措置を講じる。
- ③検査結果を集団分析し、職場環境の改善に活用

個人情報保護の観点から、従業員の同意がなければ、事業主はストレスチェックの結果を知ることができませんし、チェックの受検、面接指導を受けることを強制することはできません。企業規模の大小にかかわらず、実施に際しては、様々な配慮や工夫が必要となりそうです。

「ストレスチェック」という言葉に捉われ過ぎず、社員の健康、職場環境について、様々な立場から意見を交換する機会を作ってみてはいかがでしょうか。会社の状況にあった制度作りを進めてゆきましょう。

ストレスチェックに関する情報は、厚生労働省が運営する働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で確認できます。

<<http://kokoro.mhlw.go.jp/>>

◇ 「ねんきん定期便」に各共済組合の加入記録も表示

平成27年10月1日から被用者年金が一元化されましたが、12月以降に送付される「ねんきん定期便」については、国民年金、厚生年金に加えて、各共済組合への加入記録についても表示されることになりました。

ご承知のとおり、「ねんきん定期便」は、毎年1回、誕生月に送られてきます。これまでの公的年金への加入記録、保険料納付額、加入実績に応じた年金額、最近の月別状況等が記載されています。将来の年金給付額決定の基本となる重要な情報ですので、定期便到着の際は、必ず内容をご確認ください。

また、日本年金機構のサイト内に解説された「ねんきんネット」を利用すれば、いつでもPCやスマートフォンからアクセスして、年金記録を確認することができます。将来の年金支給額を試算することもできます。

ねんきんネットへのアクセスキーは、「ねんきん定期便」に記載されています。定期便が手元にないという場合は、アクセスキーの取得手続きができます。

<http://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html>

◇ マイナンバー、Web情報ページをご活用ください

マイナンバー制度導入に向けて、内閣官房、総務省、国税庁、経済産業省等々、省庁ごとに情報ページを開設し、随時最新情報を発信しています。

厚生労働省サイトでは、平成28年1月1日から利用が始まる雇用保険関係、労災保険関係について重点的に掲載しています。マイナンバー取得の際の本人確認の方法、手続書類の新様式等、詳細説明がありますので、社内の取扱規定作成の際のご参考になさってください。

<<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>>

管理方法、取扱規定等、マイナンバーへの対応準備をすすめていらっしゃると思いますが、具体的な利用場面を想定し、事業所の実態に合わせた社内の制度作りが重要となります。

弊所では、個別のご相談にも対応しております。ご希望がございましたら、担当者までお気軽にお問合せください。